

「海辺の自然再生に関する活動の報告」

(1) 三番瀬での自然再生のとりくみ

町田 恵美子（特定非営利活動法人 三番瀬環境市民センター 副理事長）

(2) 横浜におけるアマモ場再生活動

工藤 孝浩（神奈川県水産技術センター 主任研究員）

(3) アマモ場再生活動の展望 ～今後の方針へ提言の呼びかけ～

林 しん治（金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 代表）

参考資料

金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 規約

金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 部会細則

金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 設立趣意書

金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 2007.4～208.3 活動日程

3-1. 三番瀬での自然再生のとりくみ

特定非営利活動法人 三番瀬環境市民センター 副理事長 町田 恵美子

1. 三番瀬とは

三番瀬（さんばんぜ）とは東京湾の一番奥、千葉県市川市と船橋市の前に広がる干潟・浅海域を指す。ここには水深5メートルより浅い海が約1,600ヘクタールも広がり、その一部は干潮時に干出する。そこにはアサリなどの二枚貝や巻き貝、ゴカイ、カニなどの底生生物やハゼやカレイなどの魚類、シギ・チドリ、カモといった鳥類など約800種類の生物が生息していて、今もきちんと漁業が営まれている。生き物にとっても、人にとってもかけがえのない大切な海なのである。

東京湾では江戸時代から埋め立てが行われていた。特に戦後の経済成長とともにあって盛んになり、ほとんどの干潟が失われてしまった。三番瀬もすでに一部が埋め立てられ、さらに1960年代より約40年近くにわたって千葉県による埋立計画があった。740ヘクタールを埋め立てて港湾施設と産業施設などをつくる計画は、世界的な干潟の保全を求める動きや経済情勢の悪化の中で1999年に大幅に縮小せざるを得なくなり、2001年には新しい県知事のもとで埋立計画は「白紙撤回」された。この時点から、三番瀬は里海として再生されることになり、千葉県は議論を重ねて三番瀬再生計画を策定し一部事業がスタートしたが、実情は自然再生とはほど遠いものとなっている。

2. 白紙撤回では何も解決されない（三番瀬の問題）

(1) 地形の変化

すでに埋め立てが行われていて元の三番瀬の1／3程度しか残っていない。直立護岸に囲まれ、自然の海岸線が1センチもない。干潟の真ん中には航路が掘られ、地下水採取などの影響で地盤沈下が起こり、かつては干出して歩けた所が深くなっている。最近はカキが群生して本来の環境である砂干潟の部分を狭めている。

(2) 青潮の発生

東京湾に流入する河川の富栄養化により、湾内に注ぎ込まれる多量のリンやチッ素がプランクトンの大増殖をもたらし、その分解の過程で海中の酸素が消費されてしまい、貧酸素水塊が常に形成されている。酸素のない水が海面に湧き上がってくる現象が青潮で、三番瀬を青潮が襲うと甚大な生物被害が出てしまう。

(3) 人のつながりがなくなった

周辺の開発の結果、工場群と幹線道路に取り囲まれ、近隣住民が気軽に海辺に行けない環境となってしまった。日常的に海と接し愛着を感じる住民が少なく、護岸付近はゴミ不法投棄の場と化し、貝類などの大規模な採取も平然と行われ「無法地帯」となっている。

これらの問題点が自然の力だけで解決されることはない。埋め立てを止めると同時に、どのように海域の環境を再生するかを考え行動しなければ、埋め立て計画があった時代と変わらず海域は見放されたままである。

3. 三番瀬再生のためにできること（NPO三番瀬の取り組み）

1990年に三番瀬再生のイメージ図を作り、そこを目標としてできることから取り組んできた。アマモ場再生へ向けた実証実験やヨシ原の維持・管理、ハスづくりなど直接的な再生はもちろん、担い手づくりや、多様な主体が参加できる仕組み、あるいは

再生活動を担保する拠点づくりも視野に入れた事業を行っている。

そして、活動が自己満足に終わらぬよう、目標設定→小規模な実験→検証を繰り返し、そのプロセスや結果は広く情報発信して、社会的な評価を受けながら、社会を動かしながら進めている。

- ・ 藻場造成／アマモすくすくプロジェクト
- ・ 後背湿地再生／三番瀬夢のヨシ原プロジェクト、ハス田泥んこプロジェクト
- ・ 青潮対策／青潮の発生予測、モニタリング、対処法開発
- ・ 人材育成／三番瀬レンジャー講座、体験学習プログラム
- ・ 拠点づくり／三番瀬塩浜案内所
- ・ 三番瀬を活かしたまちづくり／三番瀬まつり、道の駅「三番瀬」構想



4. 市民参加なしでは自然再生はあり得ない（取り組みをとおして）

現在行っているのはあくまでもNPO法人の独自の事業であるが、今後スタートするであろう再生事業の方向が見えて、三番瀬再生への期待が持てるはずだ。自然再生の理解者を増やすとともに、議論を喚起できればと考える。

三番瀬の自然再生は行政が責任を持って行うべきで、研究者や専門家から知恵をいただき、企業の技術提供なくしては成り立たないと考えている。しかし、漁業者や市民など、その自然を大切に思い、いつまでも向き会い続ける覚悟を持つ人たちが計画段階からきちんと参加しなければ、再生の必要性や方向性すら定まらないだろう。そして、再生のプロセスに多くの市民が参加したり、海の恵みに触れることで理解が深まり成果が共有され、海と人の新たな関係が生まれて再生の成果を何倍にも大きくするはずだ。また、自然再生に要する年月を考えると、個人ではなく組織で維持・管理を代々受け継いでいく仕組みも必要であろう。市民と漁業者、行政、研究者、企業などがお互いの持ち味を生かしながら、責任をもって協働することが、この海の保全には必要なのである。



三番瀬再生のイメージ（1990年三番瀬研究会）

3-2. 横浜におけるアマモ場再生活動

神奈川県水産技術センター 主任研究員 工藤孝浩

横浜におけるアマモ場再生活動の歴史は比較的新しいが、市民の発意によって動きだし、市民と行政との協働によって発展したという特異な経過から、広く注目されるようになった。ここに、その端緒から最新情報、そして今後の展望までを紹介する。

1. 市民・企業の支援により発展

2000年、環境コンサルの技術者を中心とした市民団体「よこはま水辺環境研究会」は、シーブルー事業として膨大な予算を使って浚渫・覆砂をした横浜港奥の運河の急速な環境の再悪化を憂い、環境改善の一手法としてアマモを育てようと立ち上がった（1: 工藤ほか, 2002）。当時は種子の入手が困難で、やっと手に入った岡山県産の種子を使ったのだが、定着には至らなかった。これはある意味では結果オーライだったが、今後は市民の真剣な活動を支えて適切な方向に導くために、県として遺伝子かく乱のおそれがない地元産の種子や苗を責任をもって提供する必要を痛感した。

翌2001年度に県として予算ゼロながらアマモの生産試験を立ち上げると、熱心な市民が平日にも仕事を休んで作業に駆けつけ、生産の技術的な目処が立った。2002年度も予算がつかなかつたが、種まきによる再生技術をもつ民間企業3社との共同研究により、金沢区の金沢湾でオリンピック方式による播種試験を実施し、その後の事業展開に役立つ貴重な知見が得られた（2: 工藤, 2003）。

再生活動が実質的なキックオフの力を得たのは2003年度からで、3ヶ年の水産庁直轄調査事業への採択による。金沢湾を舞台に、県と市民団体とが協働でアマモ場再生に取り組み、再生事業が行政主体から市民・漁業者主体へと転換できるよう簡易なマニュアルが作成された（3: 神奈川県環境農政部水産課ほか, 2006）。その一連の活動では、適地選定調査と造成作業は「NPO法人海辺つくり研究会」が、市民参加のための勉強会の開催、参加者の募集と活動現場における参加者の指導、情報発信といった試験研究の範疇を超えるものは、市民・企業・大学・行政など多様なセクターによって2003年に発足した「金沢八景-東京湾アマモ場再生会議（代表：林しん治元横浜市大教授）」が担い、全国にも例をみないユニークな取り組みが展開され、現在も継続されている（4: 林, 2005）。

2003年度には、内閣官房の都市再生本部事務局による全国171ヶ所の都市再生モデル調査の一つとして、金沢区白帆（ベイサイドマリーナ）地先におけるアマモ場再生「協働で行う都市部の海辺再生調査」が採択された。国土交通省関東地方整備局港湾空港部と上記NPOとの協働による取り組みは現在も継続され、ショッピングモールの店舗をも巻き込んだ大きなイベントへと発展している（5: 国土交通省関東地方整備局, 2007）。

これらは、国や県の事業が核になってはいるものの、柔軟に協働の輪を広げる発想から、参加者が現場で活躍できるシステム構築に至るまで、市民や企業からの支えなしには行政を枠組みを超えた今日のような活動の発展はなかつたものと考えられる。

2. 協働によるモニタリング調査

横浜におけるアマモ場再生活動の大きな特色に、市民団体と県との協働によるモニタリング調査がある。2003年秋に播種した区画を対象とした毎月1回のアマモの生育状況の潜水モニタリング調査は、以後の造成区画の位置決めなどに有効に反映してきた。野島海岸の造成区画の平均株数変化は、2年目から密度がほぼ満限に達し、天然藻場と変わ

らない季節変動を示している（図1）。また、毎年初夏に神奈川県警のヘリコプターに搭乗してアマモ場の空撮を行っている。この調査にはNPOの方も同乗し、金沢湾のアマモ場は2005年以降目覚ましい拡大を遂げ、再生適地と判定された水深帯の大半を覆う状況が確認された。

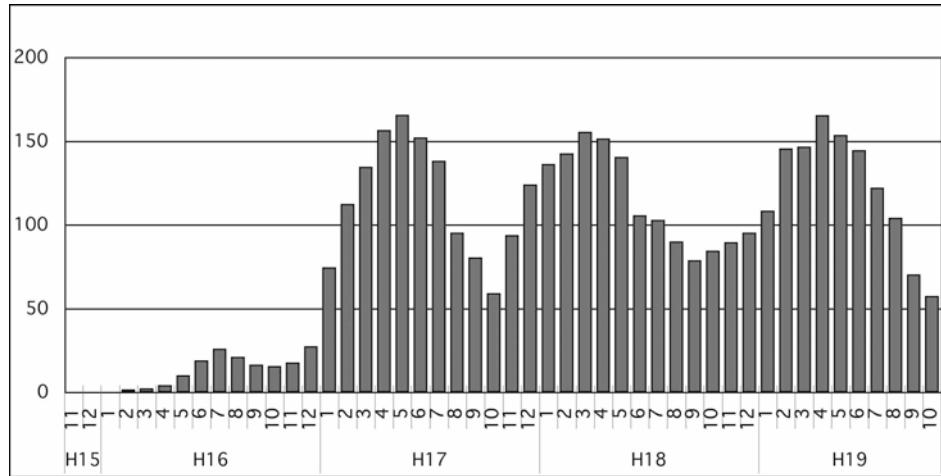


図1 横浜市野島海岸における平成15年度播種区画におけるアマモの株密度（株/m²）

当該アマモ場は自律的な再生の段階に入ったと判断された事から、2006年度からは再生されたアマモ場に現れる生物を調べるために、毎月市民と力を合わせて網をひいて生物を採集している。魚類を例に、2000年度に県が同じ場所・方法で調査したデータと比較したところ、総種数は39種から48種に増え、調査1回あたりの平均採集種数は5.1から13.6に、多様性指数は1.01から2.25へと、それぞれ倍増していた。一方で、総採集数は大きく下回ったが、これは2000年6月にニクハゼ、8月にヒイラギの稚魚（この2種で総採集数の約9割を占める）の大量入網という特異現象の影響である（表；6：工藤，2007）。

	2000年度	2006年度
調査回数	15	14
総科数	23	24
総種数	39	48
総採集数	13,569	5,553
平均採集種数	5.15	13.59
平均多様度指数H'	1.01	2.25

表 横浜市野島海岸のアマモ場再生前（2000年）後（2006年）における同一漁法による魚類の採集状況の比較

多くの市民の方々とともに継続するモニタリング調査により経験と情報の共有が図られ、結果としての多様な方々の考え方や思いを反映した順応的管理に結びついているものと考えている。

3. アマモ場の利用と管理の新たな局面

横浜のアマモ場再生適地の大半は、潮干狩り場と重なっている。2003年度は、金沢湾の造成区画の半数以上が大きな熊手（ジョレン）を使ったアサリ採取によって掘り取られ

てしまった。そこで、翌年から海上にアマモ場の保護を呼びかける看板付きのブイを設置し、大型連休中には市民とともにビラ配りによる啓発活動を実施した。その効果は年を追って着実に現れ、現在は活動の認知度が上がるとともにアマモ場を掘る者も激減し、近年の急速な群落の拡大に大きく寄与したと考えている。

一方、ベイサイドマリーナでは、ジョレンを使ったアサリ採捕者によるアマモ場のかく乱が激しく、群落の拡大はみられなかった。そこで、2006年に神奈川海区漁業調整委員会指示（平成18年4月28日同会指示第1号）による水産動植物の採捕禁止区域が設けられ、アマモ場保護の実効を挙げている。これは実質のアマモ場保護区であり、委員会指示によるものとして全国的にも注目される事例であろう。

また、2007年9月には、地元市民の手によって金沢湾の再生アマモ場に初めてマダイの稚魚2,000尾が放流された（図2）。これは、当センターと（社）全国豊かな海づくり推進協会が共同で水産庁から委託を受けた事業によって実現したものである。これまでアマモ場再生に取り組んできた地元小学生を対象に、栽培漁業の啓発を目的とする教室を開催して種苗生産施設の見学やマダイへの給餌などを体験させ、仕上げに再生を手掛けたアマモ場にマダイを放流したのである。漁場整備と栽培漁業との連携、市民参加、再生アマモ場の栽培漁業での活用などを包括的に取り込んだ先駆事例として、今後の全国への波及が期待される。



図2 アマモ場の利用と管理に新たな一石を投じた横浜市海の公園に再生されたアマモ場へのマダイの放流（2007年9月）

その一方で、市内唯一の海水浴場である海の公園では、アマモ場の一部が遊泳区域内に拡大しており、安全管理上の観点から2007年夏季に一部のアマモの刈り取りが初めて実施された。来年度以降の管理方針を巡っては、多様な価値観をもつ利用者が訪れる場であることから、多角的な議論を重ねる必要がある。

4. 広域連携によるアマモ場ネットワークづくりへ

様々な先駆的な足跡を記してきた横浜市におけるアマモ場再生活動は、海辺の環境再生のトップランナーと評されるまでに至った。今後の大きな目標としては、新たなアマモ場の再生拠点を増やし、湾口から湾奥部に向けた生態系ネットワークを構築することである。そのためには、各港湾区域において港湾管理者やNPO等がそれぞれ再生事業を行うのが望ましいと思われる。一方、これまで神奈川県が推進してきたアマモ場再生活動は水産系予算によって行われており、東京湾の水際線の9割を占める港湾区域での事業実施

は難しかった。そこで県は、2006 年度から自らが生産するアマモの種苗やアマモ場再生の技術を再生事業に取り組む多様な主体に提供して支援し、各自治体等との連携を深めて湾全体のアマモ場再生を推進する役回りへと転じた。

横浜市環境創造局は、2005 年に海の公園の港湾区域に初めて大規模なアマモの播種を行ったが、使用した種子は県が提供したもので、これまで県と協働してアマモ再生に取り組んできたN P Oが潜水作業にあたった。大規模な播種は国交省の交付金を得て今年度まで継続されており、今後も各地でこの様な再生事業が展開されることが期待される (7,8: 工藤, 2006ab)。

さらに、2007 年度に県が主催するアマモ場再生のイベントや勉強会では、東京湾岸自治体環境保全会議が共催し、同年 10 月には県知事と横浜・川崎両市長による「県・横浜・川崎三首長会議」において、「アマモ場再生による海の環境改善」に、今後三団体が連携して取り組むことが確認された。こうして、横浜から始まったアマモ場の再生活動は、県域への広がりをみせるとともに首都圏の広域的な行政施策としても認識されるようになり、県域を超えた東京都や千葉県との連携が視野に入りつつある。

引用文献

- 1) 工藤孝浩・木村 尚・小田原卓郎(2002)横浜港みなとみらい 21 新港地区における市民団体による海域環境改善の試み、海環境と生物および沿岸環境修復技術に関するシンポジウム発表論文集, 67-72.
- 2) 工藤孝浩(2003)現場（自治体）における取り組み状況、日本応用藻類学研究会第 2 回春季シンポジウム「藻場造成事業の実際と問題点」, 39-44.
- 3) 神奈川県環境農政部水産課・神奈川県水産技術センター・水産庁漁港漁場整備部計画課 (2006) かながわのアマモ場再生ガイドブック, 46pp.
- 4) 林しん治 (2005) 東京湾にアマモを植える「金沢八景-東京湾アマモ場再生会議」, 港湾, 82(4), 22-25.
- 5) 国土交通省関東地方整備局港湾空港部 (2007), 平成 18 年度東京湾における藻場再生・創出や環境教育における自然再生事業の効率的な遂行方策確立に関する業務報告書
- 6) 工藤孝浩(2007)東京湾に再生されたアマモ場に出現した魚類、第 22 回神奈川県水産技術センター業績発表会要旨集, 6.
- 7) 工藤孝浩(2006a)神奈川県における市民との協働によるアマモ場の再生、(社) 日本水産資源保護協会月報, 493, 7-12.
- 8) 工藤孝浩(2006b)アマモ場の再生、ハマの海づくり（海をつくる会編）, 108-120, 成山堂書店, 東京.

3-3. アマモ場再生活動の展望 -今後の方針へ提言の呼びかけ-

金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 代表 林しん治

2003年6月に「金沢八景-東京湾アマモ場再生会議」(以下「再生会議」)が正式発足して以来、年間10回を超す個別の企画を進めながら、多くの市民の方の賛同を得てきたように思う。当初意図した「アマモ場の再生によって横浜の海に生きものの命を取り戻す」という具体的な目標は予想したよりも順調に進み、目に見える成果が得られてきているように思う。「再生会議」は今まで、その年度の活動のまとめを公表する意味合いから毎年「横浜海の森つくりフォーラム」を開催してきたが、これも今年で第5回となり、昨年は「全国アマモサミット・プレワークショップ」を開催し、来年2008年には第1回の「全国アマモサミット」の開催を意図するようまで成長した。ここに至るまでは「再生会議」の会員と会員以外の方達の積極的なご協力があって成果が得られたものと思う。この時点で、今後のわれわれの活動のあり方をとりまとめておく必要があると思う。

1. アマモ場再生の現状

われわれが「再生会議」を発足させて、アマモ場再生活動を開始する数年前から、横浜市南部をフィールドとしたダイバー達を中心とした地道な再生活動が行われてきた。彼らの活動の幅を広げる意図から本会議が発足したのは、前述のように、2003年(平成15年)6月である。2003年は5月から6月にかけて東京湾西岸に大量の赤潮が発生し、これが貧酸素水塊となったことによって大量の底生生物が死に、それまでわずかながらも点在していたアマモのパッチも無惨に死滅した。したがって、偶然とはいえ、われわれの活動はアマモ生育についてはゼロ状況から出発したと云うことができるだろう。初期の「横浜海の森つくりフォーラム」で会場からの質問があり、アマモ場の再生はどの程度進むことを目標としているかが尋ねられた。われわれとしてはその時点では十分な答えを用意していたわけではなかったが、会員の工藤孝浩氏は「海の公園と野島がアマモ場で一杯になることが将来の夢であり、それまで何年かかるかは不明です」というように答えていたように記憶している。実際に私自身も当時は具体的な長期的目標を立てる段階ではなく、おそらくは5年から10年程度後に、われわれの活動の結果を見ながら中長期的な具体的目標を設定する必要が出てくるのではないかと考えていた。

しかしながら、ここ数年にわたってわれわれが実施してきたモニタリングの結果やヘリコプターからの空中撮影映像などから判断すると、アマモ場の復活は極めて順調に進行してアマモの生育面積拡大とともにモニタリングで得られる生物数と種数の増大は目に見えるものがある。かつて砂泥地に拡がるアマモとアマモ場は、冗談に「ジヤマモ」と呼ばれていたこともある。泳ぐ人にとっては足に絡むように感じられて恐れられたり、ノリ業者にはアマモの破片がノリ網に紛れて品質の低下をもたらしたり、また船外機に絡んで小舟の運転の障害になったりという、ある種の非難の対象になっていたことは事実である。現実にアマモ場がこれだけ拡大していくと、アマモ場が存在・拡大することによる肯定的な側面と、これを迷惑に感じる方達による否定的な評価との間に溝が生じて、両者の意見の交換が必要になってきた。このようにして、早くも横浜のアマモ場のあり方について考えていく「第二段階」に達してしまったよう

に考えられる。

2. 海辺のまちづくり

われわれの活動の幅が拡がったのは、海辺に集う人々が経済活動を含めた日常と自然の豊かな環境とをいかに両立させた「まち」を作っていくかという命題に対して市民の皆さんがあなたが活動をとおして参加していくかという気持ちがあったことがその基礎になったように思う。これはそのまま「海辺のまちづくり」の課題であり、とりわけ横浜のような人口密集地では重要で、困難な課題である。われわれはこの課題に対して今後どのように取り組んでいくべきであろうか？

今まで意識的に参画してきた項目としては次のようなものがある。一つの小学校に数回連続的に出かけていき、海の問題などを授業する、出前授業。また、海の公園の「海とのふれあいセンター」や横浜市大構内で、複数の小学校生徒を対象として「海の学習会」を開催することなどを実施してきた。これらは、環境問題に対して高い関心を持つ次の世代を育てることを意図している。さらに、アマモの花枝採取、種子選別、種まき、苗床作り、苗植という一連の行事に地域の子ども達やその親御さんなどに参加して貰い、海（とりわけ海辺、沿岸域）の大切さを、体験をとおして認識して貰うことを実施してきた。これらのイベントに参加してくれる子ども達・市民は回を重ねる毎に増えて来ている。

また、このような活動は楽しく進めることができたが、その中でキャラクターである「アマモン」の着ぐるみが登場し、また「アマモンサンバ」という歌ができあがった。これ以外にも「アマモン紙芝居」などいろいろなアイデアが会員の中から出てきて、実現している。

海辺のまちづくりという視点から見ると、水源地から始まる流域圏という概念とそれに携わる人達との交流が必要なのだが、それらの全てに対応できていらないのが現状である。実際にフィールドに出て作業をすることと、これらの外部の方々との交流を進めることとは、会員の人数と時間的な制約があり、少しづつは行ってはいるが、極めて困難な現状である。

3. グローバルな視点とローカルな視点

人間社会と自然との共生という視点からは、地域に根ざしたローカルな活動は、実は地球全体の中にある地域環境の改善・保全というグローバルな活動との両者を両立させていく必要がある。本会議の名称は「金沢八景-東京湾アマモ場再生会議」と長たらしいものではあるが、金沢八景をその活動の場として、直接的には東京湾の沿岸域の環境の保全と改善とをめざすという意味をもっている。

昨年（2006年）と今年（2007年）の二回にわたって、横浜市大の学生をオーストラリア、グレートバリアリーフに連れて行き、コミュニティーベースの自然再生・保全活動の実際を体験させたのは、まさにグローバルな活動がサンゴ礁の海でも、横浜の海でも必要とされ、それぞれの地域性に合わせて行われれていることを体験して貰いたいからであった。このような企画も、横浜市大の学生だけに限らないで、さらに進めていきたいと考えている。

来年2008年に横浜で「第1回全国アマモサミット」を開催することも、この二つの視点を両立させるための行動であるといえる。

しかしながら、このように横浜南部にとらわれないで活動を進めるためには、現在の体制ではいろいろな齟齬が生じ始めていることもある。組織体を再検討すべきで

あるかとも思われる。どのような組織がより適しているのか、また既成の他組織との連携をどのように進めていくべきかなど、課題が多い。

4. 今後の当会議のありかたについて

以上の背景から、「アマモ場再生会議」は現在転換点に立っているように思われる。問題点を箇条書きで並べてみると次のようになる。現時点ではあるべき姿を完成した形で提示することはしないで、むしろ皆さんから提言を出していただき、数ヶ月を掛けてとりまとめていくべきであろうと思う。

アマモ場再生会議の問題点（項目）

- (1) アマモ場再生活動（花枝採取から苗植にいたるまで）の内容
- (2) 再生活動の場所の選定（現行は海の公園、野島、ベイサイドマリーナ）
- (3) アマモ場拡大による被害を懸念している方達への対応と話し合い
- (4) 出前授業、海の学習会などの教育プログラム
- (5) アマモサミットなど全国的な連携のあり方とその受け皿としての組織体
- (6) 資金
- (7) 広報
- (8) 緩やかな連合体としての組織のありかた
- (9) 東京湾湾岸での活動団体との交流と連帶
- (10) 森・海・川を含めた流域圏全体の活動団体との交流と連帶
- (11) 國際的な海洋環境の保全・再生活動との連関

(白)

[参考資料]

金沢八景・東京湾 アマモ場再生会議 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、金沢八景・東京湾アマモ場再生会議（以下「本会」という。）と称する。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、東京湾全体の生態系や海の生活文化の再生を目指して、市民、企業、大学・研究機関、行政等が協働して、金沢湾周辺のアマモ場の再生に関する情報交流、研究支援、啓発、実践活動を行うことを目的とする。

(方針)

第3条 本会は当面、次の各号に掲げる方針に沿って、活動をすすめることとする。

- (1) 金沢湾周辺でアマモ場を再生する活動の実践。
- (2) アマモを中心とした金沢湾・平潟湾の生態系についての研究支援、学習および啓発。
- (3) アマモの育成・移植を核とした環境教育プログラムの開発。
- (4) 市民、企業、大学・研究機関、行政等が協働で「新しい社会活動」を開拓していくノウハウの開発。

(5) 東京湾等で同趣旨の活動を行う市民、企業、大学・研究機関、行政等とのネットワークの形成。

第3章 組織

(組織)

第4条 本会は、代表および事務局、運営会議、部会、および総会をもって構成する。

第4章 代表

(任務等)

第5条 本会には、代表を1名置き、事業全体の進行管理と対外的な渉外業務を行う。

(選出)

第6条 代表は、運営会議で選出し、総会の承認を得る。

第7条 (任期等) 代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 次期代表が選出されるまでの期間は、前期の代表が継続して代表としての事務を行う。

3. 代表に事故があった場合は、事務局長が代表の事務を代行する。

4. 任期の途中で代表に欠員が生じた場合は、新たな代表の任期は残余の期間とする。

第5章 事務局

(事務局長)

第8条 代表は、本会の業務を円滑に行うために、事務局長を任命する。

2. 事務局長は代表を補佐して本会の事務を取り扱う。

(事務局の構成、任務、および所在)

第9条 事務局には、事務局長の他、会計幹事等の事務局員をおく。

2. 事務局員は事務局長が任命する。

3. 事務局は、運営会議の決定又は代表の指示に基づき、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) メーリングリスト等の運営による会員間の情報の共有化。

(2) 会議の記録および記録の保管。

(3) 会計。

(4) その他の会の事務運営に必要な事項。

4. 本会の事務局は、代表の指定する所に置く。

第6章 運営会議

(目的)

第10条 運営会議は、部会間の連携を図り、本会全体の運営を担う。

(構成)

第11条 運営会議は、部会のリーダー、サブリーダーをもって構成する（以下、この構成員を「運営委員」という。）。

2 運営会議の代表は、本会の代表が務める。

(業務)

第12条 運営会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 部会の方針、プログラム等の承認に関する事項。
- (2) 各部会の連絡調整に関する事項。
- (3) 入会、退会に関する事項。
- (4) その他会務の執行に関する事項。

(開催)

第13条 運営会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 運営会議は、代表が招集する。

(成立要件)

第15条 運営会議は、運営委員の3分の2以上の参加によって成立する。

(議長)

第16条 運営会議の議長は、代表又は事務局長がこれにあたる。

(決議)

第17条 運営会議の案件は、出席した運営委員の過半数の賛成によって議決される。

(議事録)

第18条 運営会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(任期等)

第19条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 部会

(目的)

第20条 部会は、個々の事業を企画立案、推進する。

(部会の種類)

第21条 部会の種類については別途細則によって定める。

(構成)

第22条 部会は、本会の参加メンバーをもって構成する。

2 部会はリーダー1名、サブリーダー2名を置く。

第8章 総会

(目的)

第23条 総会は、本会の重要事項についての意志決定を行う。

(構成)

第24条 総会は、会員全員をもって構成する。

(開催)

第25条 総会は、次の各号の何れかに該当する場合に、代表が召集し、開催する。

- (1) 代表が開催を必要と判断したとき。
- (2) 運営会議が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (3) 会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(成立要件)

第26条 総会は、会員の過半数の参加によって成立する。

(議長)

第27条 総会の議長は、その会議において、出席した会員の中から選出する。

(議決)

第28条 総会の案件は、出席した会員の過半数の賛成によって議決される。

(議事録)

第29条 総会の議事については、事務局において、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員総数及び出席者数。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要。

第9章 会員

(会員の資格および権利)

第30条 本会の会員は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる本会の目的に賛同する個人又は団体とする。
- (2) 個人会員であれ、団体会員であれ議決等に関わる権利は、等しく一票とする。

(入会方法)

第31条 本会に参加しようとするものは、別に定める参加申込書により、本会の代表に申込むものとし、代表は、その旨を運営会議に付託する。

2 会員は部会のいずれかに所属することとする。

(資格の喪失)

第32条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 代表に対して退会届の提出をしたとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 退会処分されたとき。

(退会)

第33条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(退会処分)

第34条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営会議において運営委員総数の2分の1以上の議決により、これを退会処分することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第10章 会計

(経費等)

第35条 本会の運営に関する経費は、会費、寄付、その他をもってあてる。

2. 会費については、別途細則により定める。

(会計報告等)

第36条 事務局は各年度の会計をまとめ、運営会議および総会に報告し、承認を得る。

- 2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。
- 3. 会計に関しては、総会により任命された監査役を1名おく。

第11章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第37条 本規約の変更は、総会に出席した会員の過半数の議決による。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議により解散する。

2 本会が解散するときは、会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成15(2003)年6月30日から施行する。

2 平成16(2004)年6月25日 改訂、同日実施。

=====

金沢八景 - 東京湾 アマモ場再生会議 部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢八景- 東京湾 アマモ再生会議 第 21 条に基づき、部会の種類に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 本会には、当面次の各号に掲げる部会を置く。

1. 実験推進部会
アマモ場再生に関する実験事業の推進等
2. 学習啓発部会
アマモ場再生についての啓発・教育プログラムの展開等
3. 情報配信部会
ホームページの作成管理など本会の活動に関する対外的な情報配信。

(細則の変更)

第3条 本細則の変更は、事務局が発議し、運営会議において決定する。

細則の変更は、直近に開催される総会に報告し、承認を得るものとする。

=====

金沢八景-東京湾 アマモ場再生会議 設立趣意書

東京湾はかつて、多くの干潟と浅場に恵まれて、いたるところにアマモが茂り、「アマモ場」は多くの小魚達の生活と繁殖の場でした。われわれの生活が便利になるのに並行して、残念ながら、この海の豊かさは次第に少なくなっていました。

それでもまだ、金沢八景沿岸部の野島、平潟湾、金沢湾は、市民が安心して水と触れ合い「海を感じる」ことができる、横浜でも数少ない場所です。また、春の「潮干狩り」、秋の「はぜ釣り」といったかつての江戸前の海の雰囲気と、東京湾の四季の風物をいまだに体験できる場所として残っています。

金沢八景の海など、海岸と海とを愛する私達は、これまでいろいろな機会をとらえて貴重な海の自然を大切に育ててきました。私達は、これまで、市民団体、企業、大学、研究機関などの働きをとおして、金沢八景の海を対象として、その恵みを享受し続けることができるよう努めてきました。その中で、私達にとってふるさとの海とも言える、野島・平潟湾・金沢湾を再生し、その豊かさを取り戻すために、ゆるやかな協働による具体的な活動が必要であると自覚するようになりました。

それは、海のゆりかごといわれるアマモ場を金沢八景の海に再生することです。アマモは、魚が生まれ育っていくうえで大切な海草（うみくさ）です。かつては、東京湾には多くのアマモ場があり、小さな魚達のゆりかごになっていたのです。しかし今では、金沢八景周辺の浅場（あさば）にアマモ場はほとんどありません。私達は、市民、企業、大学・研究機関、行政の協働によって金沢八景の海にアマモ場を再生しようという活動を起こすことにしました。金沢湾にアマモを移植し、守り育てて行こうという試みです。私達の金沢の海を、また私達の東京湾を、アマモ場の再生をとおして復活し、東京湾に生き物たちの賑わいをとりもどしたいと考えています。

金沢八景発-東京湾再生に向けて、アマモ・リバイバル！その決意のもとに私達は、ここに「金沢八景-東京湾 アマモ場再生会議」を設立します。

2003（平成 15 年）年 6 月 30 日

金沢八景- 東京湾 アマモ場再生会議
(代表 林しん治)

=====

金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 活動日程（2007年4月～2008年3月）

(2007年11月13日現在)

2007年3月14日開催の運営会議で関連する行事日程をとりまとめました。その後いくつかの変更と追加があったので上記の日付現在の活動日程を表記します。関係団体が主催する関連行事についても記載しています。

- 4月21日(土)：野島モニタリング
4月24日(火)：アマモ場再生会議総会 会場：横浜市大
4月28日(土)：第一回アマモ学習会(海とのふれあいセンター)
5月3日(木、祭日)：アサリアンケート調査(海の公園・野島)
5月6日(日)：アマモ移植(野島)
5月19日(土)：野島モニタリング
5月20日(日)：花枝採取(スタッフ中心)(走水)
5月27日(日)：オールクリーン野島(海をつくる会)
6月2日(土)：花枝採取(イベント開催)(走水)
6月16日(土)：野島モニタリング
6月17日(日)：和船(海の公園)
6月17日(日)：第2回海の学習会(チュニジアとのインターネット交流、横浜市大)
7月1日(日)：子安漁協前アマモ移植(海をつくる会)
7月2日(月)：アマモ場再生報告会 会場：柴漁協
7月14日(土)：野島モニタリング
7月28日(土)：種子選別(神奈川県水産試験センター 城ヶ島)
8月11日(土)：野島モニタリング
8月18日(土)・19日(日)：横浜開港150周年イベント創造プラットホーム参加(ランドマークプラザ)
8月26日(日)：オールクリーン野島(海をつくる会)
9月15日(土)：野島モニタリング
9月16日(日)：和船(海の公園)
10月1日(月)：アマモ場再生報告会 会場：柴漁協
10月13日(土)：野島モニタリング
10月14日(日)：三番瀬祭り出展
10月20日(土)：第3回海の学習会(横浜市大)
10月24日(水)：第1回出前授業(瀬ヶ崎小学校)
11月3日(土)：播種(柴漁港+海の公園)
11月9日(金)：第2回出前授業(瀬ヶ崎小学校)
11月10日(土)：野島モニタリング
11月10日(土)：第3回川の日ワークショップ関東大会参加(江東区東大島文化センター)
11月15日(木)：第3回出前授業(瀬ヶ崎小学校)
11月17日(土)：苗床づくり(城ヶ島)
11月18日(日)：播種(ベイサイドマリーナ)
11月24日(土)：夢ワカメワークショップ(海辺つくり研究会)
11月25日(日)：オールクリーン野島(海をつくる会)
12月7(金)・8日(土)：第5回海の森つくりフォーラム(パシフィコ横浜および横浜市大)
12月15日(土)：野島モニタリング
12月16日(土)：和船(海の公園)
12月17日(月)：アマモ場再生報告会(予定) 会場：柴漁協
1月19日(土)：野島モニタリング
1月20日(日)：和船(海の公園)

2月16日（土）：野島モニタリング
2月17日（日）：和船（海の公園）
2月23日（土）：夢ワカメワークショップ ワカメ回収（海辺つくり研究会）
2月24日（日）：オールクリーン野島（海をつくる会）
3月1日（土）：野島モニタリング
3月16日（日）：和船（海の公園）
3月24日（月）：アマモ場再生報告会（予定） 会場：柴漁協

この他に海の公園のモニタリングとベイサイドのモニタリングを実施しますが、日程については別途検討します。

第5回 横浜・海の森つくりフォーラム
アマモ場の復活による豊かな海辺の再生を
～2008年全国アマモサミットの開催をめざして～

要旨集

開催日 2007.12.7+8

主催 金沢八景-東京湾アマモ場再生会議
国土交通省国土技術政策総合研究所
(企画パネル展共催 土木学会海洋開発委員会)

後援 国土交通省港湾局・水産庁・環境省・東京湾再生推進
会議・神奈川県・横浜市環境創造局・(公)横浜市立
大学・(社)全国豊かな海づくり推進協会・特定非営
利活動法人 海に学ぶ体験活動協議会

発行日 2007.12.7

発行者
金沢八景-東京湾アマモ場再生会議 事務局
〒220-0023 横浜市西区平沼2-4-22
ジュネスササキ202号
電話: 045-317-9055 / FAX: 045-317-9072
E-mail: tokyowan@yokohama-cu.ac.jp
<http://www.amamo.org>

(本企画実施に際しては、全労済地域貢献助成事業および(財)横浜学術教育財団の支援を得ています)